

第2回『自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引』の改訂に係る有識者会議 議事要旨

- 1 日時 令和5年12月18日（月） 18:00～20:00
- 2 場所 Zoom ミーティングによるオンライン開催
- 3 出席者 有識者会議の委員10名、事務局5名 計15名
- 4 概要 自死遺族等支援団体からのヒアリング及び議事録の公表について提案があり、骨子案の説明の後、意見交換が行われた。議事要旨は、以下の通りである。
- 5 議事要旨（発言順）

（※1）今回の手引・・・改訂を予定している手引のこと

（※2）現手引・・・自殺総合対策推進センター発行「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」

<自死遺族等支援団体からのヒアリング及び本有識者会議の議事録の公開について>

●事務局： 第1回有識者会議の中で、自死遺族等支援団体からのヒアリング及び本有識者会議の議事録の公開について提案を受け、事務局で検討した。「自死遺族等から意見を伺う必要性」については、いのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）が昨年度（令和4年度）から実施している「自死遺族等支援団体向け研修・意見交換会」の中で骨子案に対する意見をもらう予定である。「議事録の公開」については、第1回有識者会議でも、重要な意見や指摘が多数あったので、事務局としては、可能であれば、第1回の議事録も合わせて本有識者会議の議事録を公開したい。ただ、自由な議論の場を確保するために、第1回の議事録を含め、発言者名を伏せた議事要旨を公開したいと考えている。

●A委員： 新たな大綱には「自死遺族等の声を聞く機会を設けること」の重要性が新たに盛り込まれた。今回の手引（※1）の改訂においても、自死遺族等の意見を聞き、自死遺族等にも意義を共有しながら改訂作業を進めることが、より効果的であると考えます。今の社会は自死・自殺について語られる機会が少なく、どこか閉鎖的だと感じている。議事録を公開することで、自死・自殺の問題を偏見なく語れる社会に変えていきたい。

●B委員： 精神保健福祉法が改正された際にも、議事録は公開した。議事録を公開することで、手引に掲載しきれない議論に関しても、記録として残すことができる。

●F委員： 行政の会議も議事録を公開して対応しているので問題ない。

●G委員： 政府の会議に出ているが、議事録は公開されているので、賛同する。

⇒（採決）座長より決を取り、全員一致で事務局案に賛同となった。

<骨子案の概要>

●事務局： 骨子案の作成にあたっては、第1回有識者会議の意見も参考に作成した。全体構成は全部で5つに分かれている。

○「はじめに/本手引について」：自死遺族等支援の必要性や、手引改訂の経緯や目的、今回の手引の使用者や使用上の注意などを掲載予定。

○第1章「自死遺族等支援の基礎知識」：自死遺族等のこころやからだの反応、自死遺族等が置かれがちな状況や直面し得る生活面や社会面の課題、自死遺族等支援を担う関係機関の図式化など、自死遺族等支援に関する基礎的な知識について概説する予定。

○第2章「自死遺族等支援の実践にあたって」：前章の情報を踏まえた上で、実際に自死遺族等に接する際と、事業を実施する際に分けて、支援者として心がけたいことや留意したいことのほか、情報提供やわかち合いの会、相談事業、自死遺児支援などの主な事業の内容について解説する予定。

○第3章「自死遺族等支援の実践例」：地方公共団体や民間団体の担当者が、新たに事業を企画立案する際に参考となるように、広域や基礎自治体での取組事例の紹介のほか、民間団体や海外における取組事例を紹介する予定。

○第4章「参考情報・参考資料」：自死遺族等が直面し得る法律問題の基礎知識のほか、自死遺族等支援団体の情報やセルフケアの方法の紹介など、自死遺族等支援の参考となる情報を紹介する予定。

○その他：コラムでは、様々な観点から見た自死遺族等支援の紹介として、悲嘆のプロセス、自死遺族等の体験談や声、LGBTQ+の死別体験者が抱える課題と取組、自死遺族等の支援ニーズの課題と情報の把握手段などを紹介する予定。

<骨子案に関する補足について>

●事務局： 骨子案の第2章「2.1 支援者として心がけたいこと、留意したいこと」の「他に留意したい事項（自殺に関する調査等）」については、地方公共団体が、無作為抽出による住民への意識調査を行う際や、自死遺族等への取材や啓発活動などで協力を依頼する場合に、自死遺族等が二次的な傷つきを受けることがないように、WHOのガイドラインなどを基に、支援者側が留意すべきことを掲載したいと考えている。実際に、地方公共団体が委託した民間企業からのインタビューを受けた際に傷ついたという相談がJSCPにあった。地方公共団体や委託先の業者が、事業を実施する際に自死遺族等に協力依頼をする際に、こういった点に留意すべきなのかを整理し、掲載したいと考えている。

<全体構成について>

●A委員： 「全体構成」については、論理的で、すっきりした印象。

●D委員： 「全体構成」については、まずは基礎知識ということで、自死遺族等の心情や課題が把握できる構成となっていると思う。時系列で支援側の役割が見えることで、先の見通しを見ることができるとが安心感につながる。自死遺族等支援に初めて関わる人のためにも、基本的な部分は、削りすぎないようにしてほしい。

●G委員： 「全体構成」については、わかりやすくまとめられている。

●B委員： 「全体構成」については、行政でも医療機関でも働く立場からすると、バランスよく書かれているので、引っかけがなく読みやすい。全体のバランスは、文量をどれぐらいにするかによって変わるのではないかな。

<はじめに/本手引について>

●A委員： この手引を読む人の多くは、業務で自死遺族等支援に関わる人たちである。しかしながら、自死遺族等側から支援を求める声を上げにくいことを理解し、普段の行政サービスを越えた働きかけが必要であることを明記したい。手引に掲載されたことを実際の業務の中で活かしていくことは、ボランティアでも努力義務でもなく、責務であることを強調したい。

●G委員： 「はじめに/本手引について」の「※本手引を参考にしていきたい主な職種」については、直接支援に関わる人だけになっているが、直接関わることのない人への啓発活動のようなものも入れた方が良いのではないかな。例えば、人身事故による鉄道遅延が発生した場合におけるSNSなどへの書き込みなど。あるいは「想定する利用者」の中に、鉄道会社を入れて、どんなアナウンスをしたら故人の尊厳につながるのかなどを考えるきっかけとしたらどうか。メディアによる放送の仕方についても、どこかで触れたい。

●H委員： スクールカウンセラーとして、カウンセリングの現場や、児童生徒が自死・自殺で亡くなった時の緊急支援の中で、自死遺族等と関わる機会がある。現手引(※2)に掲載されている「学校、職場における事後対応」については、児童生徒向けが中心になっている。学校というくくりであれば、「学生(短大、大学、専門学校)」が含まれるので、学生を対象とした事後対応も掲載してほしい。学校単位で身近な人を自死・自殺で亡くした学生を支援することは可能であると思うので、きちんと明記してほしい。

<第1章 「自死遺族等支援の基礎知識」について>

●A委員： 基礎的な知識を学ぶことも重要ではあるが、学ぶだけではなく、「共感する力」が支援者として必要な能力になる。目の前にいる自死遺族等の背景には、どんな感情が渦巻いているのか、どんな苦しみを抑えながら話をしているのかを感じて、共感することが重要であることに触れたい。「ピアサポートがもたらすもの」については、自分の経験を他者に話すことに抵抗があり、自死遺族等の集まりの中でも溶け込めずに孤立する方もいること、そういった方々の感情に対して何ができるのかを考えたい。自死遺族等支援を段階的(時系列)に掲載するのは効果的だと思われる。自死遺族等が相談に来た際は、目の前の相談ごとだけに目を向けるのではなく、その先に想定される困りごとや課題などにも目を向け、必要に応じてパンフレットを渡すなどの対応もしてもらいたい。

●C委員： 相談窓口の相談員と話をした際も、「法律的な問題がどこにあるのか」「積極的に困りごとを聞くべきなのか」という話題があった。少なくとも、人が亡くなっている以上は、「相続」の問題は必ずあるので、法律的な問題が発生しない自死遺族等支援はありえないと思う。自死遺族等には身体面や心理面の問題があり、一般的な法律相談とは全く違うことを現手引の18ページにも掲載している。だからこそ、自死遺族等の支援が必要であるということを、「身近な人を自死・自殺で亡くしたときの反応や課題」で明記することが、総合的支援の「総合」に合致するのではないかな。

●E委員： 「自死遺族等支援の基礎知識」は何を求めているのか。「悲しみのプロセス」といっても自死遺族等が100人いれば100通りある。相談窓口においても、当初は心理面の相談が多いと予測していた

が、実際は法律面の相談も多い。心理面と法律面は、密接に絡み合っており、自死遺族等支援の基礎知識には、法的なものも含まれることがわかった。

<第2章 「自死遺族等支援の実践にあたって」について>

●A委員： 第2章については、事務局からの説明で自死遺族等への協力依頼が前提ではないことがわかった。支援者は自死遺族等との信頼関係を壊すことなく、間違っても何かに利用されるのではないかとと思われるように配慮する必要がある。「支援者向けの研修の紹介」については、支援者は、支援者として不十分であることを自覚する必要がある。個人として研鑽するだけでなく、集団で研修会を実施するなどして、モラル、知識、素養を身につけていくことの重要性も強調したい。

●D委員： 「自死遺族等と接する場合」の部分は、家族のみではなく、施設で一緒に過ごしていた仲間や同僚なども対象と掲載して欲しい。

●B委員： 支援にあたる医療者や行政職員も何らかの影響を受けている。支援者側の立場からすると、支援者支援というか、うまくいくこともあればうまくいかないこともあるが、その中でも自死遺族等支援をやっていく必要があるという落としどころをどうすれば良いか難しい。誰に向けた手引で、何を目標にしていくのかを振り返る機会になった。

<「第3章 自死遺族等支援の実践例」について>

●F委員： 自死遺族等支援の支援に関する情報が少ないので、相談窓口を設置する際も、現手引を参考資料として利用した。改訂版の手引も、行政において参考とされる情報になると思う。相談窓口を実践する中で、心理的支援だけではなく、社会福祉的支援も必要だと感じている。「自死遺族等支援の実践」については、心理的支援と社会福祉的支援のどちらの支援なのか（あるいは両方なのか）を明記し、どのように実践しているのかを掲載して欲しい。

●A委員： 知識の部分も重要ではあるが、実際の活動内容や実践方法を具体的に知ってもらうことが重要だと考える。出来るだけ多くの実例を多くの文量で掲載してほしい。第4章の「法律問題の基礎知識」の中にも第3章に入れるべき実例が多数あると考える。専門家が実践している実例も入れてほしい。

●C委員： 今回の骨子案を見て、総合的な支援として見た時に、どうしても心理的な部分が優先されている気がする。

●G委員： 「全国の実践事例」は、どこかの地域だけではなく、全ての都道府県の事例が網羅されるのかなど、情報の集約方法が気になっている。

●E委員： 「自死遺族等支援の実践例」は参考にはなるが、それがすべてではない。自死遺族等が100人いたら100通りの対応がある。他の委員が話されていたモラルや感性をどう鍛えていったらいいのかわからない。

<第4章 「参考情報・参考資料」について>

- F委員： 現手引と同程度の内容に加えて、「デジタル遺品」などの新たな項目や具体的な取組の事例を追加してほしい。
- A委員： 既に事例が沢山あるので、どんな問題提起がされているか、どんな解決策が模索されているかを学べるようにしてほしい。
- C委員： 文章全体を上の方の章に上げる必要はないが、実際に自死遺族等がどんな問題に直面しているのかということは、前出の的にどこかで示してもらいたい。

<その他の内容について>

- A委員： コラムについては、自死遺族等の体験談や、自死遺族等支援の体験談を出来るだけ多く掲載することで説得力が増すと思う。
- D委員： 現手引にある「自死遺族等支援が目指すところ」は改訂版にも掲載して欲しい。
- B委員： 自殺対策の法律の作り方自体が、いろんな法律の先駆けになっている。アルコール対策、依存症対策、精神保健福祉法、発達障害者支援法、犯罪被害者支援法においても、同じような流れがあったとするならば、今回の手引も他の取組の参考になるように、当事者と支援者が一緒に取り組むモデルになってほしいと感じた。当事者目線と行政などの支援者目線のバランスの大切さが大切。精神科医や自殺未遂者が運ばれてくる病院の医療者にも読んでもらいたいことを考えると、医療的な介入が必要な場合もある事案などを書いた方がいいと思うが、果たしてそのことを自死遺族等はどう感じるのか。
- E委員： 手引を否定しているわけではないし、必要であるし、ないと困るものだと思う。一方で手引を使うのは人間であってAIではない。根底には人間があるということに触れて欲しい。

<「支援」という言葉の表現について>

- A委員： 「なぜ、自死遺族等支援が必要なのか」を問われることが多々ある。死別による心身の影響や、故人が遺した課題に対する対処は、どんな死因であっても誰もが経験することである。その中で、自死遺族等支援の必要性が法律や大綱に明記された理由を説得的に示す必要がある。自死遺族等側から支援を求めることが困難なのは大きな問題だと感じている。「支援」という言葉を用いると、「支援者」と「被支援者」という関係性になってしまい、「強者」と「弱者」という関係性が作られがちである。「被支援者は、弱い立場にいて、誰かに助けてもらう必要がある存在」、「支援者は、支援をするだけのリソースも余力も持っている」という強弱の関係性になる可能性がある。私自身は自死遺族等と接する中で、自分の至らなさに気づかされたり、大変な状況の中で頑張っていることに尊敬の念や敬意を抱いたりすることもある。
- B委員： 「支援」については、自死遺族等支援や自殺対策だけではなく、こういった手引などにおいても、押しつけのような、上下の関係という感じがする。すぐには何か結論が出なくても、こういう議論があったことは議事録として残したい。

→事務局： 「支援」という言葉に引っかかりがあるという指摘があったが、自死遺族等だけへの支援ではなく、誰が自死遺族等になったとしても支援を受けられる環境や社会を作る、あくまで立場の互換性の中での支援であって、一方通行で支援する・されるという固定的なものではなく、誰もがどちらにも立ち得ることを強調することが重要であると受け止めた。

<「自死」「自殺」の表現について>

●I委員： 用語については、「自殺」や「自殺遺族等」という言葉を使用したい遺族もいることを明記してほしい。「『殺す』という言葉には反社会的行為であるとのニュアンスが伴う」という表現は、新たなレッテル貼りや偏見を助長する可能性があることを危惧している。「『殺』という言葉に抵抗感を抱く遺族等もいる」などの柔らかい表現に言い換えてほしい。多くの自殺は「望まない死」だったのにも関わらず、「自死＝自ら望んで死を選んだ」という誤解を生む可能性があるため、「自死」への言葉の言い換えに対して、懸念や危機感を訴える遺族等がいることも明記してほしい。

●A委員： 「自死」「自殺」の表現については、10年前に冊子を作成した際に、自死遺族から「故人は自分を殺したのではなく、死に追いやられた。だから『自分を殺す』という表現は使わないでほしい。」と言われてから、「自死」を使うようになった。遺書や携帯電話のメールの記録を見ると、「死にたい」や「飛び降りたい」などの衝動について書かれていることを見たことがあるが、「自分を殺したい」という言葉は見たことがない。刑法的に見れば、他殺の場合には、人が死に至るような行為を及んだ場合は、本人に殺意があったことになる。しかし、自殺の場合は、果たして、本人に殺意があったのかどうか、疑問に感じている。自死・自殺で亡くなった方の中には、明確な意思を持って亡くなった方もいると思う。しかし、多くの方々は、死んでしまいたい気持ちや飛び降りたい衝動、自殺行為に及んでしまう衝動に抗いながらも死に至ったという実情が見えた経験があるので、「自殺」という言葉を使うことには抵抗がある。「殺す」という行為は、刑法的に見れば、反社会的行為ではあるが、「自殺も反社会的行為だ」と捉えられてしまうのは、故人にとっても自死遺族等にとっても違うという感覚を持つのはわかる。

●J委員： 自死遺族の立場としては、「自殺」も「自死」も、すっきり受け入れられない。「自殺」が良いのか「自死」が良いのか、他にもっと良い言葉があるのか、なかなか良い言葉がない。

●B委員： 行政や医療の中では、法律も掲載されているので「自殺」を使っている。支援者の多くは、「殺す」の言葉の重みがピンとこないかもしれない。情を入れないような文章の中では、「自殺」を使用した方が手引としては読みやすいのではないかなと思う。ただし、その奥にある思いをちゃんと理解した上で、「自殺対策」という言葉を使っていることは盛り込みたい。

●A委員： 「自死」「自殺」の表現については、6、7年前から議論が続いている。「自死」という言葉に言い換えてほしい声がある一方で、「自死」への言い換えは、「自殺」の深刻さを軽んじてしまうのではないかなという懸念の声もある。法律用語としては、「自殺」を使うことになると思うが、特に自死遺族等に関しては「自死」を使った方がよいのではないかなと感じている。「自殺遺族」と呼んでほしい遺族がいることを初めて知ったが、そうではない方が多いのではないかなと思う。「自殺した」という表現を使う遺族はいたが、「自殺遺族」や「自殺者の遺族」であるという言い方をする遺族には会ったことがない

し、かなりの違和感がある。法的な議論の場で、「自殺は犯罪だ」という刑法学者の発言があった。「人を殺すという意味では、自分を殺すのも他人を殺すのも同じであり、自殺も犯罪である」という主張があった。自死遺族等の想いを考えると、あっさりとそのようなことを言いきっていいのかと感じる。今の社会においては、「自死遺族等」という言葉が定着しており、妥当かと思う。

●B委員： 今まで普通に「自殺」と使っていたことが、時代の流れに合わせて「自死」に変わるのには十分あると思うので、先進的な手引の中で「自死」を使う動きもありだとは思う。

●C委員： 弁護士なので、法律の文章を作成する時は「自殺」を使っている。自死遺族等の総合的な像があり、それをどう表現するかということになると、個別性もあり、法律な問題もあり、社会通念もあるとなる。総体を見たときに、人によって自死遺族等の像が違うので、それぞれに言葉を用意するのは無理なこと。なぜ「自死遺族等」という言葉を使うのかの断りを入れた上で、「自死遺族等」という言葉を使用して、手引を作る必要性に集中した方が生産的ではないか。

●B委員： 医療現場においても「自殺」が正式用語なので、法律や医療現場などはそのまま「自殺」を用いて、それ以外の部分は配慮するなどの使い分けが必要かもしれない。

●H委員： 身近な人を自死・自殺で亡くしたこども（児童生徒）には、十分な配慮が必要となる。学校現場では「自殺のあった家庭のこども」などの言葉を耳にする。スクールカウンセラーの立場からすると、「自殺」を使うことには抵抗があり、「自死」という言葉を使っている。「自殺」という響きに対するこどもの反応は大きい。「自死」の方が、認知度が高く、受け取り方の柔らかさを鑑みても、「自死」が望ましいと感じる。

●F委員： 自殺対策計画を作成の際には、民間団体のガイドラインを参照し、遺族等に関しては「自死」を使うように使い分けをしている。その使い分けが、行政でも比較的自然に受け止められるように思う。

●A委員： 「自殺」は英語では「suicide（自分を殺す）」であり、精神科医は「自殺」を使うのが当たり前となっている。殺人は相手を殺す強い意志があるが、「自らの強い意思で自分を殺したい」人には会った事がない。「自殺」は実態に即さないので、「自死」を使うようにしている。自殺を一般的に使うには抵抗がある。

→事務局：事務局の考えとしては、この手引の改訂は基本法や大綱の内容を踏まえてということなので、原則は「自殺」を使うことになると考えている。これまでの経緯を考えると、今回の有識者会議でも意見が分かれています中で、「自死遺族等」を「自殺遺族等」と言い換えることは正直難しい。一方で、「自ら死を選んだ」と誤解されかねないという部分や、「自殺遺族等」と呼びたい遺族等もいるということは明記した上で、「自死遺族等」を使用出来ればと考えている。両論併記というわけではないが、「自死遺族等」をベースにしつつ「自殺遺族」と呼びたいという人もいる中、「今回の手引においては、これまでの流れを踏まえ、自死遺族等を使用する」と整理したいと考えている。

●I委員： ある大学教授は、「自殺を自死に置き換えるべきだ」と強く主張しており、その根底にあった思いは「自殺」という言葉が自らの意思で命を絶つという定義に対する反発として、「自（おの）ずから死ぬ」「自然に死に至る」ということで「自死と言いたい」と主張していた。また、別の大学教授は、全面的に「自死」に置き換えることを主張していたが、「『自死』に全面的に置き換えることはおかしい」

と反発の声が挙がっていた。他の言葉においても、行政が「障害」という言葉を「障がい」に置き換えているが、「しょうがい」、「障碍」と置き換える動きがある一方で、「障がい者は、社会から害を受けた側として「障害者」とすべき」という論争もあるので、「自殺」という言葉についてもいろんな意見があると感じている。「『自殺』とは自分を殺してしまうほどの苦しみの中にあった行為」なので、「自殺」とすべき」、「「自死」へ置き換えることで、自殺に対する重みが軽くなってしまって、自殺へのハードルを下げてしまう」「自殺の方が自殺の抑止力がある」などの反発の声も聞かれた。全面的に「自殺」を「自死」に置き換えることへの反発の思いや懸念や不安を持つ遺族や一般の人もいる。

●C委員： 過労死等防止対策推進法では、過労死等とは「業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺」と書かれている。労災の話をする際は、「過労死も過労自殺もどちらも病死だ」という話をする。全てが病死かと言えば議論があるが、WHOの2002年の研究では90%以上が精神疾患だったの話もある。病気など色々なことがあって亡くなっているということを全体として貫けば、読む人は「自殺」や「自死」という表現で引っかかるころはあっても読み手は納得するのではないかな。

●B委員： 病死は精神科医的にいうと脳細胞の病変で起こっているもので、ある意味で病気というのは科学的ではある。一方で、自死遺族等側からすれば追い込まれたというところはあると思う。基本的に事務局案で、今日の議論の内容を書き残していくのが現実的かと思うがどうか。

⇒反対意見なし。

以上